

平成29年10月6日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

臓器移植に伴う児童虐待情報確認事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供の可否について（答申）

平成29年9月22日付け中行管第41号諮問第1号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第6条第2項第2号及び同条第3項第7号並びに第7条第1項第4号の規定により、平成29年中行管第41号により諮問がありました「臓器移植に伴う児童虐待情報確認事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供の可否について」は、審議の結果、当審査会が公益上特に必要があると認める。

### 2 個人情報の本人以外からの収集及び外部提供に係る個人情報の項目

(1) 中津川市個人情報保護条例第6条の規定にかかる収集、保管の制限及び本人以外からの収集の制限関係

- ・臓器提供を検討している児童及びそのきょうだいの住所、氏名、性別、生年月日、続柄

(2) 中津川市個人情報保護条例第7条の規定による外部提供の制限関係

- ・当該児童についての児童虐待相談の対応経過の有無とその期間
- ・当該児童のきょうだいの児童虐待相談の対応経過の有無及びその期間並びに不審死及びに乳幼児突然死症候群（疑いを含む。）に関する情報の有無
- ・当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期
- ・当該児童の保護者が覚醒剤、麻薬その他の違法薬物を使用しているという情報の把握の有無

### 3 外部提供先

臓器を提供しようとする医療施設

### 4 上記取り扱いを認める理由

- (1) 臓器を提供しようとする医療施設（以下「臓器提供施設」という。）に提供される情報は、臓器提供を検討している児童及びそのきょうだいの「住所」、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「続柄」であるが、市が保有している虐待情報と結びつくことにより、「その他個人の基本的人権の侵害となる個人情報」に該当することになる。
- (2) 「その他個人の基本的人権の侵害となる個人情報」とは、「身体」、「自由」、「名誉」、「生命」、「信用」、「肖像」等の他、「私生活そのもの」についても該当するとされている。
- (3) 児童虐待相談の対応経過の有無等の提供しようとする個人情報は、性質上、本人から収集することができず、その親権者からも同意を得て収集することが困難な情報である。
- (4) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項によれば、虐待を受けた児童から臓器が提供されないことがないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。
- (5) 臓器提供施設からの照会に対して回答する情報は判断材料の一つになるため、臓器移植法の一部改正の趣旨のとおり虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、市からの情報提供は慎重に行われる必要がある。
- (6) 以上を踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要がある、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。
- (7) 特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ

個人情報保護審査会の諮問・答申手続きにより整理することなどが求められる。

- (8) そこで、中津川市の健康福祉部福祉相談室（以下「福祉相談室」という。）では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の福祉相談室等による虐待相談対応の有無等について福祉相談室に照会があった場合に適切且つ円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要があり、臓器提供施設から情報の提供の申し出を受けた場合には協力しなければならない。
- (9) そして、臓器移植という緊急性のある事態に適切に対応する必要もあるため、個人情報保護条例について、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれかの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ中津川市個人情報保護審査会の諮問・答申手続きにより整理することなどが求められており、これに適切に対応できるよう、要綱を制定する必要がある。
- (10) そして今回の要綱案は、第3条所定の必要最低限度の情報を臓器提供施設に提供することによって、適切な手続きをあらかじめ定めることにより、上記(4)の原則を厳守することに資するものと思料する。

## 5 審査会の処理経過

年 月 日	経過
平成29年9月22日	諮問書受理
平成29年10月6日	実施機関の説明及び審議
平成29年10月6日	答申

## 6 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
副会長	池田香代子	人権擁護委員
委 員	佐藤 千恵	中京学院大学経営学部非常勤講師

平成29年10月6日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

防犯カメラによる画像記録の収集の可否について（答申）

平成29年9月22日付け中行管第41号諮問第2号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第6条第2項第2号及び同条第3項第7号の規定により、平成29年中行管第41号により諮問がありました「防犯カメラによる画像記録の収集の可否について」は、審議の結果、当審査会が公益上特に必要があると認める。

2 個人情報の本人以外からの収集に係る個人情報の項目

- ・防犯カメラで撮影した画像データ

3 上記取り扱いを認める理由

- (1) 「その他個人の基本的な人権の侵害となる個人情報」とは、「身体」、「自由」、「名誉」、「生命」、「信用」、「肖像」等の他、「私生活そのもの」についても該当するとされている。
- (2) 防犯カメラは、不特定多数の肖像を撮影することになる。
- (3) 市が管理する施設若しくは占有する工作物又は犯罪その他市民の安全性を害するおそれのある事象が発生する高度の蓋然性がある場所において、不特定多数を撮影し、その画像を保管することは、市民の安全を守り犯罪等の予防に一定の効果が期待でき、公益上必要性が認められる。

4 審査会の処理経過

年 月 日	経過
平成29年9月22日	諮問書受理
平成29年10月6日	実施機関の説明及び審議
平成29年10月6日	答申

5 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
副会長	池田香代子	人権擁護委員
委 員	佐藤 千恵	中京学院大学経営学部非常勤講師